

公 示 日：2026 年 10 月 7 日（水）

調達管理番号：26a00792

国 名：パプアニューギニア国

担 当 部 署：東南アジア・大洋州部東南アジア第六・大洋州課

調 達 件 名：パプアニューギニア国開発計画アドバイザー業務（現地滞在型）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用（現地滞在型）」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

- （１） 担当業務 ：開発計画アドバイザー
- （２） 格 付 ：２号
- （３） 業務の種類：専門家業務
- （４） 在勤地：ポートモレスビー
- （５） 契約履行期間（予定）：2026 年 11 月下旬から 2030 年 3 月中旬
- （６） 渡航期間：2027 年 2 月下旬から 2030 年 2 月下旬予定
- （７） 業務量の目途：36 人月

2. 業務の背景

パプアニューギニア独立国（以下、「PNG」という。）は、長期開発計画である「PNG Vision 2050」及び「開発戦略計画 2010-2030（Papua New Guinea Development Strategic Plan 2010-2030。以下、「DSP」とする。）」の下、「中期開発計画 2023-2027（Medium Term Development Plan IV 2023-2027。以下、「MTDP4」とする。）」を策定し、経済成長を通じた国家の繁栄の実現に向けた開発を推進している。MTDP4 では、国家収入及び輸出収入の拡大、雇用創出及び経済成長を目標として掲げ、重点分野への戦略的投資を推進している。

しかしながら、開発計画の策定・実施・モニタリング並びに開発協力の調整を担う国家計画・モニタリング省（Department of National Planning and Monitoring。以下、「DNPM」とする。）及び予算編成・財政運営を担う財務省（Department of Treasury。以下、「DOT」とする。）の制度・組織能力や関係機関

との連携体制は未だ十分ではなく、開発計画・実施、予算管理、援助協調の面で課題を抱えている。また、近年は豪州、世界銀行、アジア開発銀行（Asian Development Bank。以下、「ADB」とする。）、中国等、多様な開発パートナーによる支援が拡大しており、開発協力の効果的な管理及び実施能力の更なる向上が求められている。

以上を踏まえ、PNG 政府は、国家計画・モニタリング省及び財務省の制度・組織能力の強化を通じて、開発協力の効果的な管理及び MTDP4 の実施促進を図るため、開発計画アドバイザーの派遣を我が国に要請した。

なお、「案件概要表」は別紙 1 のとおり。

3. 期待される成果

- DNPM 及び関係機関の政策立案、開発計画策定、援助調整及び開発協力管理に係る能力が向上する。また、日本 ODA を含む開発パートナー支援に対する理解が促進され、MTDP4 に沿った開発事業の計画・実施・調全体制が強化される。
- DNPM、DOT 及び関係機関において、開発事業に係る予算計画及び予算管理能力が向上し、日本 ODA 事業を含む開発事業及び公共投資プログラム（Public Investment Program。以下、「PIP」とする。）に対する適切な予算配分及び執行管理が実施される。

4. 業務の内容

1： DNPM 及び関係機関の政策立案、開発計画策定、援助調整及び開発協力管理に係る能力が向上する。また、日本 ODA を含む開発パートナー支援に対する理解が促進され、MTDP4 に沿った開発事業の計画・実施・調全体制が強化される。

1-1. MTDP4 及び開発協力枠組み（Development Cooperation Framework。以下、「DCF」とする。）を含む開発戦略・計画のレビューを行い、課題分析及び実施促進に向けた助言を行う。

1-2. DNPM 及び関係機関に対し、国家開発政策との整合をふまえた政策立案及び開発計画策定に係る助言・能力強化支援を行う¹。

1-3. DNPM 及び関係機関に対し、援助調整、開発協力管理及び日本を含む開発パー

¹ DNPM及び関係機関の（現状ご認識の範囲で）課題を示した上で、能力強化の重点分野、実施アプローチ、及び本事業で得られた成果の継続性確保のための具体的方策について提案をお願いいたします。提案に当たっては、研修、日常業務を通じたOJT、業務手順・ツールの整備及びC/P組織内への成果の定着・継続性確保を組み合わせた具体的な方策を示してください。

トナー支援事業の管理・報告に係る助言・能力強化支援を行う。

1-4. 日本 ODA 案件の要請形成及び実施に際し、その方針、制度及びスキームに係る助言及び必要な能力強化支援を行う。

2: DNPM、DOT 及び関係機関において、開発事業に係る予算計画及び予算管理能力が向上し、日本 ODA 事業を含む開発事業及び PIP に対する適切な予算配分及び執行管理が実施される。

2-1. DNPM、DOT、関係省庁及び開発パートナー間の連携を促進し、開発事業の円滑な計画・実施を支援する²。

2-2. 公共財政管理、中期財政枠組み及び公共投資プログラムとの整合性を踏まえ、開発事業に係る予算制度及び予算編成プロセスに関する助言・能力強化支援を行う。

2-3. DNPM 及び DOT に対し、開発計画と予算編成プロセスの連携強化に向けた助言及び支援を行う³。

2-4. DNPM、DOT 及び関係機関間の連携を促進し、日本 ODA 事業を含む開発事業の予算計画及び予算管理の改善を支援する。

2-5. 日本 ODA 事業を含む開発事業の運営・維持管理費が、中期及び単年度予算に適切に反映されるよう助言・支援を行う。

簡易プロポーザルで特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	DNPM 及び関係機関の政策立案・開発計画策定能力強化の実施方法	4. 業務の内容 1-2
2	DNPM、DOT、関係省庁及び開発パートナー間の連携と援助協調強化の実施方法	4. 業務の内容 2-1
3	開発計画と予算編成プロセスの連携強化に向けた支援手法	4. 業務の内容 2-3

² DNPM、DOT、関係省庁及び開発パートナー間の連携にかかわる現状課題分析を（現状分かる限りの情報で）行った上で、援助協調を促進するための実施体制や調整スキーム等、具体的な改善策について提案をお願いいたします。

³ 開発計画と予算編成プロセスの連携における課題分析を（現状分かる限りの情報で）行い、PIP案件の選定・優先順位付け、予算要求、予算配賦、執行モニタリング及び運営・維持管理費の確保までの業務プロセスを踏まえた、具体的かつ実施可能な支援手法を提案してください。

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	開発政策・開発計画の分野に係る各種業務
語学の種類	英語

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	言語	形態	部数
ワーク・プラン ⁴	渡航開始より1月以内	東南アジア・大洋州部 (CC:PNG 事務所)	英語	電子データ	-
			日本語	電子データ	-
		C/P 機関	英語	電子データ	-
3か月報告書	渡航開始より3か月ごと ⁵	国際協力調達部 (CC:東南アジア・大洋州部)	日本語	電子データ	-
業務進捗報告書	渡航開始より6か月ごと	国際協力調達部 (CC:東南アジア・大洋州部、PNG 事務所)	日本語	電子データ	-
業務完了報告書	契約履行期限末日	東南アジア・大洋州部 (CC:国際協力調達部、PNG 事務所)	日本語	電子データ	-

6. 業務上の特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地渡航は3月中旬出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定することとします。

⁴ 現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載する。以下の項目を含める。①プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)、②プロジェクト実施の基本方針、③プロジェクト実施の具体的方法、④プロジェクト実施体制(JCCの体制等を含む)、⑤PDM(指標の見直し及びベースライン設定)、⑥業務フローチャート、⑦詳細活動計画(WBS: Work Breakdown Structure等の活用)、⑧要員計画、⑨先方実施機関便宜供与事項、⑩その他必要事項

⁵ 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2か月目終了後に速やかに提出する。

② 現地での業務体制

本専門家は PNG「開発計画アドバイザー」（2024 年 3 月～2026 年 3 月派遣終了）の後任になります。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 東南アジア・大洋州部東南アジア第六・大洋州課から配布しますので、1rtd6@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

配布資料：前任者の業務完了報告書

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル等の提出期限	2026年 10月 21日 12時まで
2	プレゼンテーション実施案内	2026年 10月 30日まで
3	プレゼンテーション実施日	2026年 11月 5日 14時～15時30分
4	評価結果の通知	2026年 11月 10日まで

8. 応募条件等

(1) 参加資格のない者等：特になし

(2) 家族帯同：可

9. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部

(2) プレゼンテーション資料提出部数 : 1 部

(3) 提出方法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。(https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(<https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf>)

10. プレゼンテーションの実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位 2 者に対し、プレゼンテーションを上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。プレゼンテーション実施案内にて、詳細ご連絡します。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

- ・実施方法：Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。
- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事者以外の出席は認めません。
- ・原則として当方が指定した日程以外でのプレゼンテーションは実施しません。貴方の滞在地によっては、時差により深夜や早朝の時間帯での案内となる場合があります。予めご了承ください。
- ・競争参加者（個人の場合は業務従事者と同義）が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、システムが不安定になる可能性があることから認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

（1）業務の実施方針等：

- | | |
|-----------------|------|
| ①業務実施の基本方針、実施方法 | 36 点 |
| ②業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

（2）業務従事者の経験能力等：

- | | |
|--------------------|------|
| ①類似業務の経験 | 20 点 |
| ②語学力 | 10 点 |
| ③その他学位、資格等 | 10 点 |
| ④業務従事者によるプレゼンテーション | 20 点 |

（計 100 点）

12. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約（現地滞在型）における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html>

（１）報酬等単価

① 報酬：

家族帯同の有無		本人のみ（家族帯同無）	家族帯同有
月額（円/月）	法人	1,872,000	2,101,000
	個人	1,460,000	1,689,000

② 教育費：

就学形態		3歳～就学前	小・中学校	高等学校
月額（円/月）	日本人学校	43,000		
	インターナショナルスクール／ 現地校		210,800	275,200

③ 住居費：0円／月

現地での住居については、JICA 在外事務所が特例住居として契約し、業務従事者に入居いただきます。住居費は契約金額に含みません。住居契約に家具、共益費その他の使用者負担費目が含まれている場合は、業務従事者の自己負担とし、同等額を報酬支払時に控除する場合があります。

④ 航空賃（往復）：1,922,880円／人

（２）便宜供与内容

ア) 空港送迎：到着時のみ、便宜供与あり

イ) 住居の安全：安全な住居情報の提供および住居契約前の安全確認あり

ウ) 車両借上げ：なし

エ) 通訳備上：なし

オ) 執務スペースの提供：PNG 国家計画・モニタリング省内における執務スペース提供（ネット環境完備予定）

カ) 公用旅券：日本国籍の業務従事者／家族は公用旅券を申請
日本国籍以外の場合は当該国の一般旅券を自己手配

（３）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パプアニューギニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

（４）臨時会計役の委嘱

業務に必要な経費については、JICA パプアニューギニア事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。関連するオリエンテーション（オンデマンド）の受講が必須となります。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

（５）その他留意事項

特に無し。

別紙１：案件概要表

以上

案件概要表

2026 年 7 月 1 日
 東南アジア・大洋州部
 東南アジア第六・大洋州課

1 案件名

国 名： パプアニューギニア
 案件名： （和名）開発計画アドバイザー
 （英名） JICA Development Advisor

2. 事業の背景と必要性

（１）当該国における開発の現状・課題及び本事業の位置付け

パプアニューギニア独立国（PNG）は、一人当たり GNI2,900 米ドル（2024 年 WB）、人間開発指数 193 カ国中 160 位（2024 年 UNDP）等、各種経済・社会指標が低く、大洋州で最も開発が遅れている国の一つである。マクロ経済は、液化天然ガス（LNG）の輸出（注：産出量の半分にあたる 330 万トン／年が日本向け）が開始された 2014 年に実質 GDP 成長率 15.4%（IMF）を記録したが、その後の鉱物資源国際商品価格の下落等の影響や新型コロナウイルス感染拡大を受け、2016～20 年は各々 5.5%、3.5%、-0.3%、4.5%、-3.2%（2022 WB）と低調な成長率に留まった。パンデミックからの回復期である 2021～2024 年の実質 GDP 成長率は、各々 -0.5%、5.7%、3.8%、3.8%（IMF/WB）と、非資源セクターや農業分野の回復により緩やかな成長を維持している。また、天然資源輸出による歳入を有する一方、マクロ経済の歳入が必ずしもミクロ経済および家計収入に反映されておらず、顕著な二重経済構造を有し、インフラの絶対的な不足や不十分な各種社会サービスなど、依然として多くの開発課題を抱えている。

当国政府は、2009 年に長期的な国家開発計画「PNG Vision 2050」を発表し、その達成のための道筋を示す指針として「開発戦略計画 2010-2030（DSP）」を策定した。さらに、DSP の確実な実施のため、「中期開発戦略 2011-2015（MTDP）」、MTDP2（2016-2017）、2018 年 9 月には MTDP3（2018-2022）、2023 年 7 月には MTDP4（2023-2027）を策定した。MTDP4 の主要目標は 2027 年までに国家収入と輸出収入を倍増させ、100 万人の新規雇用の創出し、2030 年には目標である 2,000 億キナの経済を実現することとしている。また、MTDP4 では、「経済成長を通じた国家の繁栄を」をテーマとし、国家の成長、変革、繁栄を目指した 12 の戦略的優先分野に投資をするとしており、JICA を含む各開発パートナーに対して、DSP や MTDP4 に整合した協力を求めている。

しかしながら、MTDP4における投資プロジェクト等の各種開発事業の計画、実施、調整および評価を担う国家計画・モニタリング省（DNPM）の能力及び業務実施体制は未だ脆弱であり、開発計画・実施、予算管理、関係機関や各パートナーとの連携において課題を抱えている。また、公共投資プロジェクト・プログラムの多くは、まだドナー支援に大きく依存している。近年では従来の支援国・ドナーに加え、中国を初めとした新興ドナーによる支援も増加しており、開発パートナーは多様化している。国家計画モニタリング省や財務省がこれら多様化する開発パートナーからの支援をもとに、MTDP4の実施を効果的に進めるためには、さらなる能力向上が必要になっている。

（２）当該国に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

2024 年に開催された「第 10 回太平洋・島サミット（PALM10）」では、太平洋諸島フォーラム（PIF）の「2050 年戦略」に定められる 7 分野に沿い、（１）政治的リーダーシップと地域主義、（２）人を中心に据えた開発、（３）平和と安全保障、（４）資源と経済開発、（５）気候変動と災害、（６）海洋と環境、（７）技術と連結性、の 7 つの重点分野での開発協力方針が出され、本事業はこれら重点分野への支援を他ドナーとの調整含めより効果的に実施していくことに貢献するもの。また、対 PNG 開発協力方針（2024 年）では、社会・経済基盤の強化を通じた持続的経済成長の達成と国民の生活水準の向上を基本方針と掲げ、特に、PNG 政府が政策の優先順位に沿った支出の実施による財政管理及び主要な社会サービスの改善を実施する必要がある点に留意が必要としている。全ての協力プログラムに関連づけられる本専門家を通じた国家計画モニタリング省（DNPM）及び財務省（DOT）への支援は、まさに右の点に貢献するものである。

（３）他の援助機関の対応

豪州は最大の二国間ドナーとして、公共部門ガバナンスや財政運営能力強化を支援しており、世界銀行及び ADB も公共部門改革や制度能力強化を重点分野としている。

3. 事業概要

JICA は、上記方針に基づき、PNG に対して有償資金協力、無償資金協力、技術協力を組み合わせた総合的な支援を積極的に展開している。本専門家は、個別専門家「開発計画アドバイザー」として DNPM 及び DOT に派遣され、DNPM の中核業務および DOT の関連業務に関わり、幅広い助言・指導を行いながら、日本の援助含めた各種開発事業が MTDP4 に沿って円滑に計画、実施、調整、予算立案・配賦される体制を確立するものである。

（１）事業目的：本事業は、国家計画・モニタリング省（DNPM）及び財務省（DOT）の制度・組織能力の強化を通じて、開発協力の効果的な管理及び中期開発計画

(MTDP4) の実施促進を図り、開発パートナーによる支援事業及び日本 ODA 事業のより効率的な実施に寄与することを目的とする。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名：ポートモレスビー

(3) 総事業費（日本側）：93.862 百万円

(4) 事業実施期間：2027 年 2 月～2030 年 1 月を予定（計 36 カ月）

(5) 事業実施体制：国家計画・モニタリング省、財務省

4. 事業の枠組み

(1) 成果

成果 1：DNPM 及び関係機関の政策立案、開発計画策定、援助調整及び開発協力管理に係る能力が向上する。また、日本 ODA を含む開発パートナー支援に対する理解が促進され、MTDP4 に沿った開発事業の計画・実施・調全体制が強化される。

成果 2：DNPM、DOT 及び関係機関において、開発事業に係る予算計画及び予算管理能力が向上し、日本 ODA 事業を含む開発事業及び公共投資プログラム（PIP）に対する適切な予算配分及び執行管理が実施される。

(2) 主な活動

1-1 中期開発計画（MTDP4）及び開発協力枠組み（DCF）を含む開発戦略・計画のレビューを行い、課題分析及び実施促進に向けた助言を行う。

1-2 DNPM 及び関係機関に対し、国家開発政策との整合をふまえた政策立案及び開発計画策定に係る助言・能力強化支援を行う。

1-3 DNPM 及び関係機関に対し、援助調整、開発協力管理及び日本を含む開発パートナー支援事業の管理・報告に係る助言・能力強化支援を行う。

1-4 日本 ODA 案件の要請形成及び実施に際し、その方針、制度及びスキームに係る助言及び必要な能力強化支援を行う。

1-5 DNPM、DOT、関係省庁及び開発パートナー間の連携を促進し、開発事業の円滑な計画・実施を支援する。

2-1 公共財政管理、中期財政枠組み及び公共投資プログラムとの整合性を踏まえ、開発事業に係る予算制度及び予算編成プロセスに関する助言・能力強化支援を行う。

2-2 DNPM 及び DOT に対し、開発計画と予算編成プロセスの連携強化に向けた助言及び支援を行う。

2-3 DNPM、DOT 及び関係機関間の連携を促進し、日本 ODA 事業を含む開発事業の予算計画及び予算管理の改善を支援する。

2-4 日本 ODA 事業を含む開発事業の運営・維持管理費が、中期及び単年度予算に適切に反映されるよう助言・支援を行う。

以上